

## 日光こども園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人日光福祉会
所 在 地	福井市日光2丁目22番20号
電 話 番 号	0776-26-2700
代表者氏名	理事長 梅田 直行

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	日光こども園
施 設 の 所 在 地	福井市日光2丁目22番20号
電 話 番 号	0776-26-2700
管 理 者	園長 梅田 直行
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 6人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 50人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 40人
開 設 年 月 日	平成30年4月1日

### 3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

### 4 当園における施設・設備等の概要

## (1) 施設

敷地	敷地全体	1960.30㎡
	園庭	588.04㎡
園舎	構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
	延べ面積	1279.06㎡

## (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	2室	
保育室	4室	2歳児クラス さくら組 3歳児クラス きく組 4歳児クラス ゆり組 5歳児クラス ふじ組
遊戯室（ホール）	3室	
調理室	1室	
保健室	1室	
子ども用トイレ	4箇所	
飲料水用設備	1箇所	
手洗用設備	5箇所	
足洗用設備	2箇所	

## 5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1名	園務をつかさどり、職員を監督する。
副園長	1名	園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
主幹保育教諭	2名	園長（及び副園長）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
保育教諭	11名	園児の教育及び保育をつかさどり、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
教育・保育補助員		園児の教育及び保育に従事する。
栄養士	1名	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1歳以上児の幼児食に係る献立を作成する。
調理員	1名以上	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
学校医	1名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。

学校歯科医	1名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校薬剤師	1名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24条に基づいて、技術及び指導に従事する。

## 6 学年及び学期

当園の学年及び学期を次のとおり定めます。

区分		期間
学年		4月 1日 ～ 3月 31日
学期	第1学期	4月 1日 ～ 6月 30日
	第2学期	7月 1日 ～ 8月 31日
	第3学期	9月 1日 ～ 12月 31日
	第4学期	1月 1日 ～ 3月 31日

## 7 教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、次のとおり提供する日及び休業日が異なります。

認定区分	提供する日	休業日
1号認定	月曜日から金曜日	土曜日、日曜日、祝祭日 夏季休業 (8月14日から8月16日まで) 冬季休業 (12月27日から1月4日まで) 学年末休業 (3月26日から3月31日まで) 学年始休業 (4月1日から4月4日まで)
2号認定 3号認定	月曜日から土曜日	日曜日、祝祭日 年末年始 (12月29日から1月3日)

## 8 教育・保育の提供時間

支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定	教育標準時間	9時～15時【※1】
2号認定	保育標準時間 (最大11時間)	7時30分～18時30分【※2】
3号認定	保育短時間 (最大8時間)	8時～16時【※3】

### 【※1】

利用可能時間を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり (幼稚園型) を利用することもできます。(別途保護者負担金が必要となります。)

### 【※2】

7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案

し、当園との協議のうえで世帯ごとに決定します。

### 【※3】

8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで世帯ごとに決定します。

なお、8時から16時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。

時間外保育（延長保育）の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途保護者負担金が必要となります。

## 9 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定区分に応じて、上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

### (2) 障がい児保育

障がいを有する児童に対して、健常児とともに集団保育をすることによって、健全な社会性の成長発達を促進するための教育・保育を提供します。

### (3) 食事の提供

児童の年齢に応じた食事の提供を行います。

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

## 10 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

支給認定を行った市町村が定める利用者負担額（保育料）を当園にお支払いいただきます。

### (2) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担等

別表に掲げる費用を負担していただきます。

### (3) 2号認定子ども・3号認定子どもの延長保育に係る保護者負担金

延長保育を利用された場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

### (4) 1号認定子どもの一時預かり（幼稚園型）に係る保護者負担金

在園する1号認定子どもが一時預かり（幼稚園型）を利用した場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

## 11 利用の開始に関する事項等

当園は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込をうけたとき又は市町村

から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとします。

- (1) 利用申込のあった1号認定子どもと現に当園を利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合
  - (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、当園の利用定員の総数を超える場合
  - (3) 園児の受け入れにあたり、自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合
- 2 前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、本園の教育理念、基本方針等に基づく選考により選考します。

## 1.2 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) 保育料を3か月滞納したとき。
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

## 1.3 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関の名称	大滝病院
医 院 長 名	大瀧 憲夫
所 在 地	福井市日光1丁目2番1号
電 話 番 号	0776-23-3215

### (2) 歯科

医療機関の名称	村上歯科医院
医 院 長 名	村上 寛明
所 在 地	福井市文京6丁目25番25号
電 話 番 号	0776-50-2475

### (3) 薬剤師

名 称	小泉薬局
薬 剤 師 名	中静 美紀
所 在 地	福井市照手2丁目8番1号
電 話 番 号	0776-22-4384

## 1.4 緊急時の対応方法

教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、園医に相談する等、必要な措置を講じます。

<近隣の緊急連絡先>

福井警察署湊交番	0 7 7 6 - 2 3 - 3 0 7 8
中消防署西分署	0 7 7 6 - 2 6 - 0 1 1 9

### 1 5 非常災害時の対策

非情災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

防火管理者	梅田 直行
非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・その他、カーテン等の防災処理 有</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

### 1 6 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情 受付担当者	氏名(役職) 吉村 隆子 (日光こども園副園長) 電話番号 0 7 7 6 - 2 6 - 2 7 0 0
相談・苦情 解決責任者	氏名(役職) 梅田 直行 (日光こども園園長) 電話番号 0 7 7 6 - 2 6 - 2 7 0 0
第三者委員	河村 三智夫 清水東地区社会福祉協議会 顧問
	電話番号 0 7 7 6 - 9 8 - 2 3 0 9

※当園では、面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。  
また、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

### 1 7 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	スポーツ災害共済	P T A 傷害保険
保険の内容	園児の負傷等に災害共済給付	行事に参加する保護者対象
保険金額(補償限度額)	3 0, 0 0 0, 0 0 0 円	6, 4 0 0, 0 0 0 円

### 1 8 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 当園の職員は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。
- (2) 当園の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇

用契約の内容とします。

- (3) 当園は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ることとします。

この規定の変更は令和6年4月1日から施行する。

## 別表

### 1 実費徴収

項目	内容、理由及び目的	対象児童	金額
保護者会費	主に園児が持ち帰る土産等	全園児	350円/月
個人用品	紅白帽子、クレパス、ハサミ等	全園児	各80～1,080円
体操服	体操服、スモック等	全園児	各1,100～2,200円
絵本代	教材 月1冊	3才児以上	410～460円/月
主食費	主食費 月2回分	1、2号認定3才児以上	40円/月
副食費	1ヶ月の給食材料費（副食代の み）	1、2号認定3才児以上	4,500円/月
行事費	入場料、遠足バス代等	全園児	適宜

### 2 2号認定・3号認定子どもに係る時間外保育（延長保育）に関する保護者負担金

保育短時間認定子どもに係る保護者負担金

午前7時から午前8時まで 無料

午後4時1分から4時30分まで（30分以内）

日額 100円（月上限額1,500円）

午後4時31分から6時まで（30分超2時間以内）

日額 200円（月上限額2,500円）

午後6時1分から開所時間の終期まで（2時間超）

日額 300円（月上限額3,500円）

### 3 1号認定子どもに係る一時預かり（幼稚園型）に係る保護者負担金

平日 利用時間（9時から15時）を超えて1時間当たり 100円

平日（長期休業期間）

9時から15時まで 日額 400円

休日（土曜日）

9時から12時まで 1時間当たり 100円

※土曜日は休業日ですが幼稚園型一時預かりはいたします。